

2. 営農 営農計画の諸問題

青木 智弘（農政ジャーナリスト／雑誌「暮らしの手帖」編集部）

助言：碓山 洋（金沢大学経済学部助教授）

はじめに

国営諫早湾干拓事業は、長崎県農政の中で推進を位置づけられた、きわめて重要な施策の一つである。長崎県農林部の「長崎県農林業の現状と施策」の、「3 主要農林施策」では、8項目の一つに「7 国営諫早湾干拓事業の推進」が掲げている。

また、長崎県の策定した「諫早湾干拓営農モデル(案)」(1998・平成10年11月)などにもとづいて、農林水産省が、事業計画変更時(1999・平成11年)に作物生産効果を30.12億円と計上している。

「諫早湾干拓営農モデル(案)」は、諫早湾干拓営農構想検討委員会の、のべ二年間、五回にわたる議論の末、若干の変更を加えて「諫早湾干拓営農構想報告書」(2000・平成12年6月)としてまとめられた。これは

「干拓営農の可能性を試算したものであり、入植・増反する際における農業者等の意志決定の支援、判断の参考になるものである。なお、実際の営農形態や導入作物は、個々の農業者等が経営主体として自ら意志決定するべきものであり、環境への負荷等一定の条件を満たす限りにおいて今回策定した以外の経営類型も考えられる。」

としているものの、国営諫早湾干拓事業における費用対効果の試算論拠などとなっている性格のものである。

そこで、本項では、国営諫早湾干拓事業が完成したとして、そこで県などはどんな営農を入植者に期待しているのか、作物生産効果の見積もりに無理はないのか、などを、主に「諫早湾干拓営農構想報告書」や、検討委員会の議事録などによりながら考察する。

1 「じゃがいも」計画

国営諫早湾干拓事業では、約1,400haの農地造成が予定されており、1,000haほどの農地で土物野菜(ばれいしょ/たまねぎ/にんじん)が作付けされることを見込んでいる。はくさい、レタス、キャベツ、カーネーション、いちご、乳用牛、肉用牛、飼料作物などの生産も見込んでいるが、メインの作物はじゃがいも(ばれいしょ)であると言ってよい。たまねぎ、にんじんは、じゃがいもとの輪作ローテーションの中で位置づけられている作物である。

さて、干拓予定地周辺の地先干拓地では、米麦二毛作農業が営まれており、営農技術の蓄積や確保されている販路もある。さらに、造成される予定の農地は、周辺の地先干拓地と、土質、気候などもきわめて似通うと考えられる。よって国営諫早湾干拓事業で造成される農地でも、米麦二毛作農業が営農スタイルとして望ましいことは言うまでもない。地先干拓地では、干拓地特有の耕地の湛水被害を最小限にする栽培暦も普及している。しかも米麦は、機械化による生産性の高い営農技術もひろく確立しているのだ。

ところが、諫早湾干拓営農構想検討委員会では、農業者委員から「米麦も検討して欲しい」との発言があり、さらに小江干拓地での「諫早湾干拓地区営農推進調査」でも二条大麦の栽培実験が上手く

いっているにもかかわらず、米麦二毛作が営農構想に盛り込まれることはなかった。これは、コメの生産調整と、麦価低迷によるものと考えてよい。

国営諫早湾干拓事業は「大規模で平坦な優良農地を造成する」ことを目的の一つにしている。ゆえに、平坦な農地が乏しい長崎県にとって、農政などで悲願として位置づけられてしまったのだ。仮に「大規模で平坦な優良農地」が出現するとして（諸資料で言う「優良農地」とは、堪水被害の心配が少なく、排水が良好な畑のことだと考えてよい）生産性の高い機械化農業を導入するなら、なぜ、穀物生産をしないのか、という疑問がわく。一般論で言えば、大規模な土地利用型農業は、穀物の生産を目的とし、野菜の生産は労働集約型の農業である。

とりわけ米なら、連作障害も少なく、水田作なら必要な農業用水量も施設栽培より少なくてよいと考えられ、干拓地特有の干ばつなどの害にもあいにくく、何よりも干拓地と言うやっかいな土壌における営農技術も確立している。ところが米があまりつづけている昨今の国内食糧事情では、新たな開田は認められないのだ。

米がダメでも、生産性の高い機械化農業を実現しようとするなら、麦や大豆は導入作物として検討すべきで、現に小江干拓地での「諫早湾干拓地区営農推進調査」でも栽培実験をしている。ところが麦・大豆も営農構想に盛り込まれていない。おそらく麦や大豆では、10aあたり74万円の入植者費用負担をまかなえないからであろう。

また、かつては営農計画のメインの一つだった酪農は、おそらく貿易自由化（関税率の引き下げ）による肉価下落、過当競争による乳価の低迷などにより、じゃがいも（ばれいしょ）などの土物野菜に主役の座を譲った格好となっている。国営諫早湾干拓事業のイメージダウンにより、新干拓地では環境保全型農業を推進せざるを得なくなり、ふん尿が問題となる牛には、飼養頭数の制限を設けたことも大きい。ちなみに、牛は一日に一頭が、乳用牛で約17～47kg、肉用牛で約14～31kgもの糞尿を排せつする（人間はひとり一日、約1.2kg）。かつては日本でも、畜産糞尿は、堆肥など有機物資源として農地に還元されていたが、近年は畜産廃棄物として深刻な環境汚染問題を引き起こすようになってきている。日本は、飼料の自給率も低く、輸入飼料によっても窒素、リン酸、カリなどの、海外土壌資源を収奪し、国内畜産でもせっせと自国の富栄養化を行なっていると言う、皮肉な結果をまねている。この反省もあって、国営諫早湾干拓事業の営農計画では、規模を縮小された畜産は、干拓地で行える飼料を用いることとし、また牛の糞尿は堆肥化して干拓地外に出さないこととした。

それらの諸事情を踏まえて、かなり無理矢理にじゃがいもを営農作物の主役として据えたのが現行の「諫早湾干拓営農構想」なのである。その検討委員会などの諸資料にもあるように、干拓地では水っぽい味の薄いイモができやすく、アルカリ性の土壌のため栽培もやっかいである。

諫早市民・吉田幸男の筆者らあて報告（2001年3月13日）も「干拓地にはバレイショは不向きで（既成地先）干拓地の水田には、いくら高くてもバレイショは植えられていません」と言う。

にもかかわらず、じゃがいも（ばれいしょ）が新干拓地での農業の主役に仕立てられたのは、干拓営農構想策定にあたりJA（県経済連）の意向が強く働いたためであろう。

長崎県は、北海道（国内シェア76%・93（平成5）年）に次ぐじゃがいもの産地である（国内シェア4%）。しかし、中山間地の農地が多く、農業者の高齢化も進み、耕作放棄地も年々増えている長崎県では、じゃがいもの全生産量は年々すこしづつ減っていく傾向にある。そのため、じゃがいもの大産地としての長崎県は、近年、その地位をおびやかされている。そこで新たな大産地をつくって、じゃがいもの生産減に歯止めをかけようと、県経済連などの農業関係者（おもに流通関係者）は、諫早の新干拓地に期待を寄せているのであろう。

また、吉田報告では（諫早地方の農家では、だいたいの収入が）

「米 1町歩（約1ha）あたり200万

人参 1町歩あたり400万

バレイショ 1町歩あたり1,200万」

(になると言われている)とあり、この高収入も、ばれいしょの作付けを542ha見込む、大きな理由の一つと考えてよい。

さらに、じゃがいもは、植物の防疫制度上、食品加工用の冷凍品を除いて輸入されておらず、生食用は将来に渡って国際競争による価格下落の懸念にさらされていないことも、新干拓地での営農構想で最大の作付け面積を予定された理由の一つであろう。

2 過大な反収見積もり

さて、新農地で、どれだけの作物がとれると見込んでいるのか、「作物生産効果算定の基礎データと平成10年実績統計の比較」(羽生洋三・諫早干潟緊急救済東京事務所)によりながら、見てみよう。単位は、10aあたり(面積)のキログラム(収穫みこみ量)である。

「目論見」は「答弁書」(内閣参賀147第42号 平成12年8月8日/中村敦夫参議院議員の質問書に対する答弁)によっている。この元になっているのは、「諫早湾営農モデルの基礎資料」(販売量)である。

そして、「実績」は、「作物生産効果算定の基礎データと平成10年実績統計の比較」で、羽生が「第46次長崎農林水産統計年報」からひいた、長崎県農業のいつわらざる全県平均である。

	目論見 kg/10a	実績 kg/10a	目論見 / 実績
ばれいしょ	3010	1500	201 %
レタス	3990	2130	187 %
たまねぎ	5520	3290	168 %
にんじん	5520	2690	205 %
はくさい	9020	5100	177 %
キャベツ	5520	2560	216 %
いちご	4420	3440	129 %
アスパラガス	2760	1515	182 %

これで明らかなように、現行の長崎県農業と比較して、ざっと倍の反収を上げることが、新干拓地では期待されているのである。もちろん、農林水産省が計算した、作物生産効果30.12億円も、これによっている。いかに機械化をすすめて、生産性の高い農業を実現するとしても、現行の倍は見込み過ぎである。

こう書くと、国や県の担当者は「ご存知の通り、県などの平均反収というのは、兼業農家などの低い反収に押し下げられた数字なので、大規模で機械化のすすんだ専業農家は、平均の反収より良い成績を上げています」などと反論するであろう。それにしても、現行の倍の反収は、ちょっと期待し過ぎというものであろう。

この「倍の反収」は、「長崎県農林業基準技術」(入手した版は平成10(1998)年度、平成11年1月刊のもの/近日、改訂版が刊行・配付予定/長崎県農林部)によっている。しかしこの基準技術は、近い将来(おおむね5年後/平成10年度版なら平成15年)に達成可能な営農類型を示したものに過ぎない。現在の農業者が、スプリンクラーの導入など、構造改善などに取り組んだ成果として、近い将来に達成可能な数値を、新干拓地の新規営農でも実現可能と見込むことは、大いに疑問がある。

新干拓地での営農で、反収(約10aあたりの作物収穫量)をどれくらい見込んだら良いのかは、なかなかむずかしい問題である。反収は、農業者の技術力や土壌、気候などの諸要素によって大きく異なっている。一人の農民でも、田畑の場所によって、同じ作物の反収は異なっている。

たとえば、ホームページ「イチゴ・いちいち数えておられるか」(<http://www.ibcweb.co.jp/agri/yaandka/10000113.html>)には、

「(前略)10アール当りの収量が2.5トンの人をトップクラスまで引き上げようとは言っていません。2.5トンの方は3トンに、3トンの方は3.5トンに引き上げることは、そんなに無理ではないと言っているわけである。

それはトップクラスで6トン,7トンの方が居られることから、そう考えたわけです。(後略)」という記述があり、イチゴの反収を引き上げることのむずかしさを語っている。

また、大豆は、平成12(2000)年の、全国平均反収が192kgだが、一般には、その1.5倍程度、280kg前後の反収であれば、技術レベルの高い農業者であると見なされている。300kg台、400kg台の反収をあげる農家がないわけではないが、そういう例は農業雑誌に特筆されるくらい稀である。

したがって、あくまでも一般論ではあるが、機械化をすすめて、生産性の高い農業を実現するとしても、新干拓地での営農の収穫見込みには、あくまでも平均である以上、せいぜい、現在の反収(全県平均)×1.5倍程度が、見込みとして望ましいように思われる。

営農計画の基礎となった「長崎県農林業基準技術」では、実態(長崎県の、現行全県平均)のざつと倍の反収を「おおむね五年以内に達成可能」と見込んでいる。しかし、実際問題として、反収を2倍程度に引き上げることは、一般論だが中々むずかしいのである。新干拓地の反収予測の基礎に「長崎県農林業基準技術」をおくとすれば、その×0.75くらい(すなわち、現在の反収(県の農業の実態)×1.5倍程度)が妥当ではなかろうか。県の平均反収が、兼業農家などの低い反収に押し下げられているように、新干拓地での営農では、新規就農者などが平均の反収を押し下げると十分に考えられるからである。

また「長崎県農林業基準技術」では、その営農類型(技術獲得)に要する農業者の必要経費(設備投資など)も明らかにしている。よって「長崎県農林業基準技術」によれば、入植者の費用負担(土地代を除く)も、おのずと明らかになるはずである。しかし「諫早湾干拓営農構想」では、過大な収穫の見積もりと、夢のような農業所得ばかりが言及され、肝腎の入植者の費用負担(土地代を除く/設備投資など)については表に出されていないのである。筆者は、「長崎県農林業基準技術」などにより、入植者の設備投資など、土地代以外の営農費用負担を明らかにしたいが、今後の課題としたい。

さらに「入植(平成15(2003)年度からを予定)後、おおむね五年程度で達成可能な営農プラン」と、「諫早湾干拓営農構想」はいうが、これは河北潟や笠岡湾などの実績を参考にしているにすぎず、入植が始まって以後は紆余曲折も十二分に予想される。入植者の営農が軌道に乗るまでには、早くて五年、長くて十年、わるければもっとかかるが、その間の入植者の支援策は「諫早湾干拓営農構想」でも検討課題として残っており、現在(平成13(2001)年3月)でも明確になっていない。

3 販路や作型の問題

前述したように、過大な反収見積もりには、その実現可能性に大いに疑問がもたれるが、これが実現してしまったら、長崎県産の農産物価格が大幅に下落する危険がある。羽生(「作物生産効果算定の基礎データと平成10年実績統計の比較」)によれば、ばれいしょ・たまねぎ・にんじんの土物野菜が営農計画通り生産されると、その量は平成10年度に、現に長崎県内から出荷されている作物量とほぼ同じ量になる。よって、長崎県産のじゃがいも(ばれいしょ)などは、新干拓地での営農が軌道に乗ると、現在の倍、市場に出回ることとなる。

長崎県の諸資料にあるように、野菜の取引は現在、セリから大幅に、契約などの相対取引に移行しつつある。野菜流通において、生鮮流通(農産物がそのままの形で消費者に届く)の比重が年々低下し、中食(流通段階で、惣菜などの形に加工されて消費者に届く)の比重が増しつつあることなどによる。

しかし、スーパーなどの大手流通業者や、外食産業が、セリより相対の取引を好むのは、同質の農産物を大量に確保したいためばかりでなく、できるだけ安く確保したいという理由も大きい。したがって、新干拓地の営農により、長崎県産の農産物の生産が増大し、産地として量的な強化がなされるにしても、既存の産地の農産物の出荷価格の下落は懸念する必要がない、と言わんばかりの論調は、あまりに安易な推測と言わざるをえない。

また「長崎県農林業基準技術」などによる「ばれいしょ／たまねぎ／にんじん」の、作物ローテーションにも疑問が残る。輪作のローテーションは本来、連作障害（同じ作物などを、畑の同じ場所に作り続けることによって、土壌の質が悪化し、作物の出来が悪くなること／水田稲作や、米麦二毛作には起こらない）を回避するために行なわれる。しかし「ばれいしょ／たまねぎ／にんじん」の、土物野菜だけによる輪作は、特定の農業機械を、ばれいしょ／たまねぎ／にんじん、いずれにも使用できるというメリットしかなく、土壌の質の維持や、それぞれの作物の生産にとってはむしろマイナスである。このような作型を、皮相な生産性のみから「長崎県農林業基準技術」ひいては「諫早湾干拓営農構想」に採用することには疑問を感じる。

4 入植者はいるのか

国や長崎県は、しきりに「入植希望者はいる」と強調し、諸資料によればたしかに入植希望者は存在するのだが、希望者は所詮、希望者にすぎない。「長崎県農林業基準技術」によりながら、「諫早湾干拓営農構想」では、入植者の費用負担（土地代を除く／設備投資など）は明らかでなく、営農が定着するまでの期間（「諫早湾干拓営農構想」では5年程度）の支援策も明らかではない。

諫早市民・吉田幸男の報告（2000年12月24日／筆者らあて）は、
「（前略）少々前に、入植希望農家を集めて説明会をしたそうです。出席した人の話によると入植費だけではどっこいどっこいかも知れないが農業するとすれば家も倉庫、農業機械も必要で、農業用水もいくらになるか分からず、実際農業収入を得るには土地代×2倍は最低必要になるのではないかとの話でした。（後略）」

と語っている。

営農が定着するまでの支援策も未策定で、土地価格も周辺の農地にくらべて、べらぼうに高額（市民インタビューを参照）となれば、入植希望者は多数いても、実際に入植する農業者はごく稀ではないのか。計画通り、約1,400haの農地造成がされたとして、新干拓農地には、かなりの余剰を生ずる懸念がある。

ちなみに、10aあたり74万円の土地代負担は、5ha規模の増反入植でも、3,700万円の費用負担となる。昨今の農業状況では、かなり無理のある投資ではなかるうか。新規就農なら、6haで4,440万円、20haで1億4,800万円もの投資をしなければならない。入植者の負担を軽減するため、県は公社が農地を買い上げ、入植者にはリースする方式を検討する始末である。

リース方式で、どれだけ負担が軽減されるのかは明らかでないが、土地代だけで、3,700万～1億4,800万円もの額になるのだから、希望者のうち何人が実際に入植できるのか、場合によっては皆無と言う恐れもある。入植する者が出ないとしたら、当然ながら作物生産の効果も皆無となってしまう。

なお、中海干拓では、第四工区までの完成した農地を10aあたり170万円（販売の最低単位は0.6haで、1,020万円）で売り出しているが、現状では買い手がない。

5 農業用水の問題

諫早市は、市の水道水源に恵まれ、工業用水には余剰も生じているが（吉田幸男による）それら

の水源は偏って存在しており、本明川以南の地先干拓地の農業用水は、田植えの時期などには不足する。国営諫早湾干拓事業により約1,400 haの農地造成がされた場合、その農業用水は、調整池の水以外には確保のメドが立っていない（調整池の水以外に水源を求めるとすれば、大規模な新規導水事業が必要となるであろう）。

「諫早湾干拓営農構想検討委員会での論点整理メモ」には「農業用水の質を確保する技術展望：調整池の水は畑地灌漑用水として使える水質基準はアセスでもクリアできることになっている。s61計画（注：以前の営農構想）には施設園芸がない。作物により雑菌等が混入しては問題になるものもあろう。その辺の技術的課題は今後実証も含め検討したい」とある。また、検討委員会の議事録には、環境アセスメントの報告書（平成3 = 1991年 / 農水省）で予測している値（COD、全チッソ、全リン）でも、カーネーションなどには不相当とする発言があった。

日本は、国土の多くの地域で降雨に恵まれており、水田でも畑でも、作物の生育に必要な水量の、かなりの部分を降雨に頼る。このこともあって、圃場土壌の栄養塩類蓄積も、近年になるまで、あまり問題になることはなかった。

したがって、農業用水の水質基準としては、水田灌漑用のものしかない。しかし、一般には、畑の灌漑に使う場合も、この基準に収まっていることが望ましいとされ、とりわけすべての水を農業用水に頼る施設栽培（ビニールハウスやガラスハウス内での栽培 / 当然のことながら、作物と土は雨に当たらない）では、できるだけ良質の水が必要とされている。花の生産農家むけ「新版 花卉の栄養生理と施肥」（農文協・刊）などでは、農業用水の水質が悪い場合、溜めた雨水による希釈で、水質を改善する方法が具体的に記載されているくらいである。

さて、ここで、農業用水の水質基準と、農水省の定めた目標値、および現在の水質（B1地点：99年5月17日～00年5月15日 / 九州農政局諫早湾干拓事務所調査 / 52回の測定：最大値～最小値）を比較してみよう。なお、農水省の定めた目標値は、なぜか環境アセスメントの予測値より悪く、「生活環境の保全に関する環境基準」の「湖沼B類型（水産3級、工業用水1級、2級、農業用水、環境保全）」によっている。水産用水としては、コイやフナなどにしか向かない。

	農業（水稻）用水質基準	目標	実績
pH（水素イオン濃度）	6.0～7.5	6.5～8.5	7.1～9.4
COD（化学的酸素要求量）mg/l	6以下	5.0	3.6～11.0
SS（無機浮遊物質） mg/l	100以下	15以下	5～370
DO（溶存酸素） mg/l	5以上	5以上	6.9～15
T-N（全窒素） mg/l	1以下	1.0	0.4～4.24
T-P（全リン） mg/l	-	0.1	0.053～0.493
電気伝導度 mS/cm	0.3以下	-	-
As（ヒ素） mg/l	0.05以下	-	-
Zn（亜鉛） mg/l	0.5以下	-	-
Cu（銅） mg/l	0.02以下	-	-
塩素イオン濃度 mg/l	-	-	18.9～1,030

という具合になっている。農水省の定めた目標値を達成していない測定日が多く、こうしてざっと見ただけでも、農業用水として水質が妥当かどうか、きわめて疑問である。pHは、7.5を超える測定日が多く、塩素イオン濃度が高めなせいか、弱アルカリ性である。全窒素も、大抵の日で1mg/lを超えており、問題が多い。

とりわけ塩素イオン濃度は、農業（水稻）用水質基準には定められていないが、一般に畑作用灌漑用水なら、200～250mg/lが許容限界とされている。しかし、調整池の水質は、99年5月17日～00年

5月15日の、52回の測定では、大抵の測定日でこの許容限界を超えてしまっており、水質にはきわめて問題がある。

全国の農業用水は、高度経済成長期以後、とりわけ昭和50年代以降、あちこちで水質が悪化している。とは言え、現在の調整池の水質が、農業用水源として問題があることはまちがいない。もし、この水を使用するとしたら、農業者自身が貯留した雨水による希釈を行なうなど、何らかの対策が前提となる（それだけ、入植者にとっては、手間と設備投資費用が増すのである）。

大腸菌群数などにも問題がある。とりわけ、ガラスハウスやビニールハウスなど施設栽培の用水には、そのままではとても使えない。したがって、調整池の水は、農業用水として使用困難なものと言わざるを得ない。畑作（非施設）では、灌漑用水の使用は、育苗期などの特定の時期に限られるが、私が農業者なら、作物の苗などを雑菌で汚染する恐れのあるこんな水は、怖くてとても使えない。

なお、この水質は、土地改良事業計画設計基準で、水質障害対策の事業を行なってよい（ほど悪い）水質であることを書き添えておきたい。また、水質とは関係がないが、ガラスハウスを干拓地に建てることは、事業推進側の各種資料でも、干拓地の土がガラスハウスの重量に耐えうるかどうか、その地耐力に疑問がもたれている。

6 残された課題

2001年3月現在、おもに有明海のノリ養殖の深刻な凶作などにより、国営諫早湾干拓事業は、中止あるいは廃止も想定されなければならないと言う、大きな曲り角を迎えている。事業では、食料自給率の向上などのため、平坦で広大な優良農地による生産性の高い農業生産を実現することが望まれているが、今まで見てきたように、事業推進側の諸資料によっても、その実現には大いに疑問が持たれる。

あえて私見を述べれば、近年の有明海全域の漁獲量の減少（本書資料編「有明海の漁獲高の推移」）が、どの程度、国営諫早湾干拓事業の影響によるものかは定かではないが、新干拓地における農業生産量（重量であって生産額ではない）が、漁獲高（額ではない）の減少を上回ることではないのだろうか。この点については、今後の検証を課題としたい。カロリーベースやタンパク質重量ベースで、作物生産予測と漁獲高の減少を比較し、国営諫早湾干拓事業が、果たして食料増産になっているのかも、検証されてしかるべきである。

仮に、新干拓地における農業生産量が、漁獲高の減少を上回らないとすれば、食料自給率の向上に貢献する国の事業としては失格であり、その可能性は大きい。だとすれば、国と長崎県はここで英断し、事業を現時点で中止すべきではないのか。

新干拓地が約1,400ha造成されたとして、現段階では入植者の確保に多大な困難をきたすことが十分に予想される。だとすれば、事業を中止し、どうしても入植したい少数の農業者などには、先んじて干上がった（正確には、埋め立てられた）小江の干拓地を提供してもよいと考える。

現行の「食料・農業・農村基本法」（平成11年7月16日公布・施行/旧・農業基本法の後身）には「（水産業及び林業への配慮）

第六条 食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、水産業及び林業との密接な関連性を有することにかんがみ、その振興に必要な配慮がなされるものとする。」

とある。

国営諫早湾干拓事業は、現時点で、水産業振興の大きなさまたげとなつてなっており、水産業に必要な配慮をするのであれば、事業を中止するのが妥当と思われる。この点についても私は、ひきつづき検証をつづけるが、農水省の「時のアセス」においても、食料・農業・農村基本法 第六条にのつとった徹底的な検証と議論をのぞむ。

また、もし、国営諫早湾干拓事業を見直し、中止等の処置を講ずるのであれば、沿岸の地先干拓地の農地の湛水対策をどうするのかという大きな課題が残される。地先干拓地の排水対策は、本来、当事業とは別途、徹底的に行なわれるべきであり、それを放置してきた国/県/市の責任は重大と言わざるをえない。

土地改良計画設計基準では、海面干拓の防災効果もうたっているが、本来、田畑の湛水対策は農地防災対策の湛水防除事業として行なわれるべきである。

本来、干潟は、海水の浄化機能や、魚介類の生育の場として活用されるべきであり、必要最低限の干拓をするなら、小規模で単式の地先干拓こそがふさわしい方法である。また、一般に干潟の土壌は、農業資源として活用がしにくいと思われているが、これは誤りである。日本の土には、一般に不足しているモンモリロナイト鉱物（土壌資源として、きわめて有用）を豊富に含んでいるため、客土の資源としてはたいへん貴重なものである。1950年代、諫早湾のミオ筋浚渫で掘られたガタ土は、客土資源として有効活用されていた。防災対策としてはきわめて疑問な、国営諫早湾干拓事業を中止もしくは廃止するなら、新たに適切な防災対策として、既存堤防の強化のみならず、ミオ筋の浚渫も、必要不可欠な対策となる。この時、21世紀にふさわしい環境保全型農業を推進するためにも、肥料のムダを無くし、肥料による環境汚染を軽減するために、客土資源としてガタ土を有効利用することを切に望む。

なお、ミオ筋浚渫は現在、佐賀県では機械力をもって行なわれている。諫早湾でも、この方式を導入すべきである。

おわりに

ごく限られた調査検証期間だったため、河北潟（汽水湖としては塩分濃度が低かった）など先行事例との地質・土壌の比較などは、今回、見送らざるを得なかった。また紙巾の都合上、小江干拓地での実験や、財団法人 諫早地域振興基金の行なっている営農調査について、詳細な論述を見送っている。これらの課題について、筆者はひきつづき検証を行なっていくが、またの機会に発表できれば幸いである。

本稿の執筆にあたっては、碓山洋先生に貴重な助言をいただいたのみならず、諫早市民の吉田幸男氏には現地最新情報の提供をいただき、長崎県民の原田敬一郎・執行利博・時津良治の三氏には資料入手の労をとっていただいた。諫早干潟緊急救済東京事務所の羽生洋三・陣内隆之両氏にもお世話になった。文献の閲覧や入手では、農水省図書室および財団法人農林弘済会資料相談室を活用している。この場をお借りして感謝を申し上げる。

農政ジャーナリストとしては若輩が書いた論考ゆえ、至らない点多々あると思う。読者諸姉諸兄のご指摘をいただければありがたい。

【主要資料・参考文献】

- 1・平成10年度諫早湾干拓地区営農推進調査報告書（長崎県）
- 2・平成11年度諫早湾干拓地区営農推進調査報告書（長崎県）
- 3・財団法人 諫早地域振興基金経営状況説明書
（平成11年6月・長崎県農林部諫早湾干拓室）
- 4・財団法人 諫早地域振興基金経営状況説明書
（平成12年6月・長崎県農林部諫早湾干拓室）
- 5・国営土地改良事業県負担金通知（平成11年6月・九州農政局長）
- 6・国営土地改良事業県負担金通知（平成12年2月・九州農政局長）
- 7・よみがえれ！諫早干潟（1999 = 平成11年4月 諫早干潟緊急救済本部/東京事務所）
- 8・第二回諫早湾干拓営農構想検討委員会議事録（平成11年6月1日）
- 9・上記委員会に提出の諸資料（詳細略）

- 10・第三回諫早湾干拓営農構想検討委員会議事録（平成11年9月30日）
- 11・上記委員会に提出の諸資料（詳細略）
- 12・第四回諫早湾干拓営農構想検討委員会議事録（平成12年1月24日）
- 13・上記委員会に提出の諸資料（詳細略）
- 14・第五回諫早湾干拓営農構想検討委員会議事録（平成12年4月21日）
- 15・上記委員会に提出の諸資料（詳細略）
- 16・諫早湾干拓営農構想報告書（～検討委員会・平成12年6月14日）
- 17・諫早干潟の再生と賢明な利用（1998年3月・諫早干潟緊急救済本部）
- 18・作物生産効果算定の基礎データと平成10年実績統計の比較
（2000年12月9日・羽生 洋三 / 諫早干潟緊急救済東京事務所）
- 19・国営諫早湾土地改良事業変更計画書 第9章・第10章
- 20・21世紀の農政大改革 - 食料・農業・農村基本法のすべて（1999年・日本農業新聞）
- 21・農林族 - 田んぼのかけに票がある（中村靖彦著 / 文春新書 / 2000年）
- 22・土地改良計画事業計画設計基準 第3部 設計 第6編 海面干拓（農林省農地局 昭和41年）
- 23・土地改良計画事業計画設計基準 計画 水質障害対策（農林水産省構造改善局 昭和55年）
- 24・農地防災事業便覧（平成10年度改定第4版 / 農地事業防災研究会・編）
- 25・土壌診断の方法と活用（安西徹郎ほか / 農山漁村文化協会 / 1996年）
- 26・新版 花卉の栄養生理と施肥（農山漁村文化協会 / 1995年）